

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄水戸動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 10 月 7 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

乗務体制等に関する事項

平成 30 年 10 月 5 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

東日本旅客鉄道株式会社（福島、茨城、栃木、千葉、東京）